

ハズの労務コンサル短信

〈No.11〉 専門業務型裁量労働制対象業務の拡大について

〈No.4〉 Post コロナの米国リモートワーク事情
〈No.5〉 “就業の場所”の「変更の範囲」について
〈No.6〉 “従事する業務”の「変更の範囲」について
〈No.7〉 労働市場を改革する岸田政権
〈No.8〉 岸田政権が前のめり、ジョブ型給与の導入の是非を問う
〈No.9〉 同一労働同一賃金への労基署の関与について
〈No.10〉 総理会見を受け厚労省が発表した「年収の壁」対策について

ピー・エム・ピー株式会社 代表取締役 鈴木 雅一

＊対象業務の追加に至った改正の経緯

来年4月から労基法施行規則が改正され、専門業務型裁量労働制の対象業務が拡大されることになりました。専門業務型裁量労働として、新たに、銀行または証券会社における顧客の合併および買収に関する調査または分析およびこれに基づく合併および買収に関する考案および助言の業務（いわゆるM&Aアドバイザーの業務）が追加されることになりました。

しかしながら、これまで議論されていた企画業務型裁量労働制の拡大は見送られることになりました。このあたりの事情について探っていこうと思います。

振り返れば、2018年のいわゆる“働き方改革国会”で、企画業務型裁量労働制の対象業務を拡大し、新たに“課題解決型の開発提案業務”と“裁量的にPDCAを回す業務”を追加するという労働基準法改正案が審議される予定でした。

改正法案が提出される直前の国

会質疑の中で、安倍首相（当時）により、“裁量労働制で働く労働者の労働時間は平均的な者で比べれば一般労働者よりも短いというデータがある”旨の答弁がなされました。しかしながら、この答弁の根拠とした“平成25年度労働時間等総合実態調査”の中で、裁量労働ではない一般労働者の1ヵ月のうち『最も長い残業時間』のデータに1日の法定労働時間である8時間を単純に加えて1日の労働時間を9時間37分としていたのに対して、裁量労働者には通常の1日の労働時間を質問、その結果としての9時間16分を使い、両者の労働時間を比較したうえで、裁量労働者の労働時間が短いとされていたことが判明しました。

結局は、安倍首相が国会で謝罪する事態に追い込まれ、働き方改革関連法案の国会提出前の段階で当該法案から企画業務型裁量労働改正法案は削除されることになりました。もう5年も前のことなので、このあたりの記憶は曖昧になっている読者諸氏もいるかと思

います。

しかしながら、裁量労働制の対象業務を拡大する動きは、当時の経済界の強い要望を反映したものでしたので、裁量労働制対象業務の拡大というテーマは厚生労働省の労働政策審議会（労働条件分科会）において、2019年7月から2023年2月まで継続して審議されてきました。その結果が、2023年3月30日付けでの、金融機関のM&A業務を（企画業務型ではなく）専門業務型裁量労働に新たに追加するという労働基準法施行規則の改正となったというのが大枠の経緯です。

＊厚労大臣の権限内で決定

2018年は国会の場で当時の安倍首相が野党各党から何度も何度も、裁量労働に関連する質問を受けていました。ご存じの通り、裁量労働は、労使間で例えば裁量労働制のみなし労働時間をあらかじめ1日7時間と決めた場合は、実際の労働時間が4時間であろうと10時間であろうと、決められた



●鈴木 雅一（すずき まさかず） www.pmp.co.jp

■本社所在地：〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマークプラザ5階

ピー・エム・ピー株式会社（PMP）代表取締役・特定社会保険労務士。慶應義塾大学経済学部を卒業（専攻は経済政策，恩師はカトカンで有名な加藤寛教授）。三菱銀行（現三菱UFJ銀行）に入社し，人事企画部門他を経験。その後，米国ケミカル銀行（現JPモルガン・チェース銀行）の日本支店の副社長として銀行と証券人事部門を統括。米国マイクロソフト社の日本法人であるマイクロソフト株式会社の人事部門と総務部門の統括責任者を経て，PMPを創業。また，人事部長のネットワークSMCも運営，人事スペシャリストの研鑽の場を提供している。著書に『アメリカ企業には就業規則がない』（国書刊行会）。

7時間を働いたこととみなされ，これがそのまま給与に反映されるという特別な制度です。時間外労働という概念がないため，使用者は裁量労働適用者に対しては残業代支払いの義務を負いません。野党は，裁量労働は過重労働の温床であり，対象業務の拡大は許されないと対立してきました。

ところが今回の通常国会では岸田首相は，そのような対立の場面には一度も出くわさずに済んだようです。2018年当時の政府は労働基準法の改正を目指して，衆参の厚生労働委員会での審議も含め，国会での与野党の論戦を覚悟していました。しかしながら，今回の無風状態は，国会の審議を通さず厚生労働大臣の権限で決定・実施できる労働基準法施行規則の改正による裁量労働の拡大で終わらせようとしたからに他なりません。

今回は予算の成立が3月28日，4月からは主要法案の与野党の論戦が始まりますが，その前の3月30日で裁量労働制の対象業務拡大の労働基準法施行規則は加藤厚生労働大臣（当時）の権限で決定されています。そんなこともあってか，テレビも新聞も，今回の裁量労働制の対象業務の拡大については，ほとんど報道もされていませんし，国民の関心も薄いようです。

＊極めて限定的な対象業務の拡大に留まる

労働条件分科会での審議をみてみましょう。ここからは筆者のコメントは控えめにして分科会での審議記録を抜粋していきます。

当初，使用者側委員から働き方改革関連法案の要綱に企画業務型裁量労働制の対象業務への追加とされた課題解決型開発提案業務と裁量的にPDCAサイクルを回す業務の2つの必要性はむしろ高まってきたという意見はあったものの，事務方である厚生労働省労働条件課長より「企画型は企画，立案，調査および分析という業務になっておりますので，基本的にはこちらで業種など，例えば何々業という形で限定することは困難であると考えております」というコメントや“課題解決型の開発提案業務”と“裁量的にPDCAを回す業務”についても，「現行制度との関係でいうと，専門業務型裁量労働制の対象業務との関係で，例えば，情報システムの構築に関してハードウェアとソフトウェアの開発を一体として行うということであれば，①の新商品・新技術の研究開発と②，あるいは⑦といった情報システム関係の業務にまたがる業務と整理できる可能性があるのではないか。あるいは，情報システム関係の業務の中で②のいわゆるシステムエンジニア，シ

ステムの分析・設計の業務と⑦のシステムコンサルタントの業務にまたがるような業務という形で整理できる可能性があるのではないか」との意見等から，経済界が希望した“課題解決型の開発提案業務”と“裁量的にPDCAを回す業務”については，まずは現行の専門業務型裁量労働制の①新商品・新技術の研究開発，②システムエンジニアの業務，⑦システムコンサルタントの業務を中心とする，既存の専門業務型裁量労働制の対象業務の適用で対応するという意見が現れ，この広く活用できる企画業務型の裁量労働の改正は行わないという方向性は，裁量労働の拡大そのものに反対もしくは懐疑的な労働者側委員はもちろん反対はせずという流れだったようです。

そのような経緯を経て，働き方改革国会当時から企業側が望んでいた“課題解決型の開発提案業務”と“裁量的にPDCAを回す業務”を裁量労働の対象とすることは見送られ，2015年からの裁量労働制の適用拡大議論はつまるところ，銀行・証券におけるM&Aアドバイザーの業務を専門業務型裁量労働に加えるという，極めて限定的なものに留まるという結果となりました。欧米では当然のExempt対応が今回も実現することはありませんでした。